

事業の種類：東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線新設工事  
(市道国京宮間 2 号線)

補償等についてのお知らせ

蒲 郡 市

**起業者の名称** 蒲郡市

**事業の種類** 東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線新設工事（市道  
国京宮間 2 号線）

皆さんの御協力のもとに施行しております上記事業につきましては、別紙のとおり令和 7 年 7 月 4 日付けで土地収用法による事業認定の告示がなされました。この告示により同法が定める種々の効果が発生しましたので、以下同法第 28 条の 2 の規定に基づき損失の補償等について次のとおりお知らせします。

**1 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について**

**（1）補償対象及び補償金について**

土地を収用し又は使用する場合には、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償のほか、移転料、営業上の損失など収用又は使用によって通常生ずる損失が補償されます。

**イ 土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償**

土地又は土地に関する所有権以外の権利については、事業認定の告示の日（令和 7 年 7 月 4 日）現在の価格で、その価格が固定されます。補償金は、固定された価格にこの告示の日から権利取得裁決の時（補償金の支払請求を行った方については、その支払期限）までの間の物価の変動に応ずる修正を加えて算定されます。

（土地収用法第 7 1 条）

**ロ イ以外の損失の補償**

移転料、営業上の損失など収用又は使用によって通常生ずる損失については、価格の固定はなく、明渡裁決の時の価格によって算定されます。

**（2）関係人の範囲の制限について**

土地所有者以外の方でも、土地又は土地にある物件に関して権利を有している方（例えば借地権者、借家人など）は、収用又は使用の手続上当事者として扱われることになっており、損失の補償を受けることができます。（土地収用法では、これらの方を「関係人」と呼んでいます。）ただし、事業認定の告示があった後に新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないこととなりますので、損失の補償を受けることができません。（土地収用法第 8 条第 3 項ただし書）

**（3）裁決手続開始の登記の効果について**

起業者が収用又は使用の裁決申請を行いますと、収用委員会は、裁

決申請書等の地元縦覧手続等が終了した後、裁決手続開始の決定をしてその旨を公告するとともに、裁決手続開始決定に係る土地及びその土地に関する所有権以外の権利について、裁決手続開始の登記を嘱託します。

この登記には、処分制限の効力が認められていますので、この登記があった後に登記に係る権利の承継等があっても、起業者は原則として裁決手続開始の登記があった時点での権利者の方を相手として手続を進めることになります。したがって、この登記後に権利を取得した方は、補償金の支払いを受けられません。ただし、相続による承継等を例外の相手として手続を進める場合もあります。（土地収用法第45条の3）

#### （4）損失補償の制限について

土地所有者又は関係人は、事業認定の告示後において、土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築若しくは大修繕し、又は物件を附加増置しようとするときは、あらかじめ愛知県知事の承認を得る必要があります。この承認を得ていない場合には、これらに関する損失の補償を請求することができなくなりますので、御注意ください。（土地収用法第89条第1項）

### 2 裁決申請の請求と補償金の支払請求について

事業認定の告示があった土地については、裁決申請の請求と土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払請求をすることができますので以下の説明を御参照のうえ、手続等を適切に行ってください。

#### （1）裁決申請の請求について

イ 次の方が裁決申請の請求ができます。ただし、一団の土地の一部だけの土地についてのみを請求することはできません。（土地収用法第39条第2項）

（イ）土地所有者

（ロ）土地に関して所有権以外の権利をお持ちの方。（例えば借地権者など）ただし、先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者は除かれます。

ロ 裁決申請の請求は、起業者（末尾記載の連絡先）に対して「裁決申請を収用委員会に対して行え」という請求で、この請求があると、起業者は2週間以内に裁決の申請をすることになっています。

ハ 裁決申請の請求の手続は、別紙様式第1の裁決申請請求書によ

り行うことになっております。この場合には、請求者が土地所有者又は関係人であることを証する書面（例えば、登記簿謄本、契約書の写し、土地所有者の証明書）を添付する必要があります。

## （２）補償金の支払請求について

イ 次の方が補償金の支払請求ができることになっています。ただし、一団の土地の一部だけの土地についてのみを請求することはできません。（土地収用法第４６条の２第１項）

（イ）土地所有者

（ロ）土地に関して所有権以外の権利をお持ちの方。（例えば借地権者など）ただし、先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者は除かれます。

ロ 補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてするのが原則です。ただし、次の場合には、裁決申請の請求とあわせてする必要はなく、直ちに、起業者に対して補償金の支払請求をすることができます。（土地収用法第４６条の２第２項）

（イ）起業者が既に裁決の申請をしている場合

（ロ）他の土地所有者又は関係人の方が、既に裁決申請の請求をしている場合

ハ 補償金の支払請求がありますと、請求の日から２箇月以内か裁決手続開始の登記がされた日から１週間以内のいずれか遅い日までに、当方が適正に見積もった補償金をお支払いします。（土地収用法第４６条の４）

ニ 補償金の支払請求の手続は、別紙様式第２の補償金支払請求書により行うことになっています。

裁決申請の請求をする場合と同様に、自己が土地所有者又は関係人であることを証する書面（例えば登記簿謄本、契約書の写し、土地所有者の証明書）を添付する必要がありますが、裁決申請の請求とあわせて補償金の支払い請求をする場合は、その必要はありません。（土地収用法第４６条の２第１項）

ホ 残地の収用又は土地の使用に代わる収用を希望される土地所有者は、あらかじめ、愛知県収用委員会あてに残地収用又は土地収用してほしい旨の意見書を提出したうえで、補償金の支払請求をしてください。（土地収用法第７６条第１項、第８１条第１項、第８７条）

## ３ 明渡裁決の申立てについて

土地所有者及び関係人（補償金の支払請求及び裁決申請の請求の場合と異なりすべての関係人を含みます。）の方で、早期移転を希望される方は、裁決申請がされた後は、愛知県収用委員会に対して明渡裁決の申立てができます。（土地収用法第47条の2第3項）

（1）明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、自己が土地所有者又は関係人であることを証する書面（例えば、登記簿謄本、契約書の写し、土地所有者の証明書）を添付して、別紙様式3の明渡裁決申立書により行ってください。

（2）明渡裁決の申立ての効果

この申立てがありますと、明渡裁決のための必要な審理が収用委員会により開かれ、移転料、営業上の損失などの通常生じる損失の補償額や土地の引渡し及び建物等の移転の期限が定められます。

4 その他

詳細については、土地収用法の各条項を参照していただきたいと思います。が、御不明の点がありましたら下記連絡先へお問い合わせいただければ係員が御説明いたします。

令和7年7月9日

起業者 蒲郡市  
連絡先 愛知県蒲郡市旭町17番1号  
蒲郡市  
電話 0533-66-1173  
担当課 建設部 道路建設課

土地所有者  
関係人 各位

## 別紙

- 1 起業者の名称  
蒲郡市
- 2 事業の種類  
東三河都市計画道路 3・5・50 号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間 2 号線）
- 3 事業認定の告示の年月日  
令和 7 年 7 月 4 日
- 4 起業地
  - イ 収用の部分  
愛知県蒲郡市神ノ郷町横枕及び宮間地内
  - ロ 使用の部分  
愛知県蒲郡市神ノ郷町横枕及び宮間地内
- 5 起業地については、下記の場所において、その範囲及び位置を示す図面が公衆の縦覧に供されていますので、あわせてご参照下さい。

## 記

蒲郡市建設部道路建設課

〈別紙様式第1〉

裁 決 申 請 請 求 書

令和      年      月      日

起業者

殿

請求人 住所

氏名 ㊟

土地収用法第39条第2項の規定によって、下記により、裁決申請を請求します。

記

1 土地の所在、地番及び地目等

| 土 地 の 所 在 | 地 番 | 地 目 | 備 考 |
|-----------|-----|-----|-----|
|           |     |     |     |

2 権利の種類及び内容

| 権 利 の 種 類 | 内 容 | 備 考 |
|-----------|-----|-----|
|           |     |     |

3 添付書類

- (1) 土地の登記簿謄本
- (2) 権利者本人であることを証する書面（住民票の写し他）
- (3) その他

補 償 金 支 払 請 求 書

令和      年      月      日

起業者

殿

請求人 住所

氏名 印

土地収用法第46条の2第1項の規定によって、下記により、補償金の支払いを請求します。

記

1 土地の所在、地番及び地目等

| 土 地 の 所 在 | 地 番 | 地 目 | 備 考 |
|-----------|-----|-----|-----|
|           |     |     |     |

2 権利の種類及び内容

| 権 利 の 種 類 | 内 容 | 備 考 |
|-----------|-----|-----|
|           |     |     |

3 添付書類

- (1) 土地の登記簿謄本
- (2) 権利者本人であることを証する書面（住民票の写し他）
- (3) その他



〈別紙様式第3〉

## 明 渡 裁 決 申 立 書

下記により、土地収用法第47条の2第3項に規定する明渡裁決の申立てを  
します。

### 記

- 1 起業者の名称
- 2 事業の種類
- 3 土地の所在、地番及び地目
- 4 権利取得裁決の有無及び既にされているときは、その年月日

令和    年    月    日

申 立 人    住    所

氏名又は名称



愛知県収用委員会    御中